

やまがた農産物安全・安心取組認証マーク使用要領

(目的)

第1条 この要領は、山形県安全・安心農産物表示規格（以下「表示規格」という。）第2条第2項(1)に基づき、やまがた農産物安全・安心取組認証マーク（以下「認証マーク」という。）の使用について必要な事項を定める。

(認証マーク)

第2条 認証マークは別紙のとおりとし、原則として次に掲げる事項を表示しなければならないものとする。

- (1) 「やまがた」及び「安全・安心取組認証」の文字
 - (2) 山形県農産物等統一キャッチフレーズ・シンボルマーク（ペロリンマーク）に4つの赤い丸印を組み合わせた基本マーク
 - (3) 識別番号（表示規格第2条第2項(2)に規定する「識別番号」をいう。）
 - (4) Web ページアドレス（表示規格第2条第2項(3)に規定する「Web ページアドレス」をいう。）
 - (5) 生産者名その他生産者の特定に必要な事項
- 2 前項(3)及び(4)の表示が困難な場合には、これに代えて認定登録団体名及び安全・安心ブランドやまがた産地協議会のホームページアドレスを表示することができる。
- 3 認定登録団体は、前項に掲げる事項のほか、必要に応じて表示項目を追加することができる。
- 4 認証マークのデザイン及び配色は別紙に定めるところによるが、出荷段ボールへの刷込み等を行う場合は、配色を単色とすることができる。
- 5 前各項に定めるほか、山形県農産物等統一キャッチフレーズ・シンボルマークの使用については、山形県農産物等統一キャッチフレーズ・シンボルマーク使用管理要綱によるものとする。

(使用の範囲)

第3条 認証マークは次のいずれかの者が使用できるものとする。

- (1) 認定登録団体
 - (2) 県
 - (3) その他県が適当であると認める者
- 2 認証マークは次のいずれかにおいて使用できるものとする。
- (1) 認証を受けた品目又はその容器包装に表示する場合
 - (2) 認証を受けた品目を出荷する際の段ボール箱等に表示する場合
 - (3) 認証を受けた品目が販売されている場所にポップ等で表示する場合
 - (4) 認証を受けた品目のPR用のぼりやポスター等に表示する場合
 - (5) 認証を受けた品目を生産するほ場や選果場など生産・出荷する施設に認証を受けたことを表示し、生産者の意識の高揚を図る場合
 - (6) 認証を受けた品目の生産情報等を提供する際のホームページに表示する場合

(7) その他県が適当であると認める場合

(使用の管理)

第4条 認証マークを使用するにあたって、表示マニュアルに定める入力表示管理者（以下「管理者」という。）は次の各号に掲げる事項の管理を行うものとする。

- (1) 第3条第2項の場合であって、認証された品目に出荷段階で既に容器包装に表示している場合又は小分け用として認証マークを印刷したシール等を同封して出荷した場合は、出荷日、出荷先及び出荷量を記録・保存しなければならない。
- (2) 前号の後段の場合又は第3条第2項(3)の場合は、売り場での表示について責任をもって対応できる小売業者等（卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び小売業者をいう。以下同じ。）に出荷する場合に限り使用できるものとする。
- (3) その他県が必要であると認める事項

(認証マークの提供)

第5条 認証マークの表示に当たっては、県が印刷業者等に認証マークの電子データを提供するものとする。

2 認証マークを表示しようとする認定登録団体は、発注しようとする印刷業者の名称及びメールアドレスを県に提出するものとする。

3 県は前項の提出内容が適正と認められる場合に、当該印刷業者に認証マークの電子データを提供する。

(使用料)

第6条 認証マークの使用料は、無償とする。

(報告及び調査)

第7条 県及び認証機関は「認証マーク」を使用している者に対して「認証マーク」の使用状況の報告を求め、その調査を行うことができる。

(経過措置)

第8条 この要領により難い特別の事情があり、かつ、この要領による認証マークと同じ効果の表示を行う場合は、この要領による認証マークの使用を行うまでの間、当該独自の表示を認証マークの使用とみなすものとする。

なお、この場合は、できるだけ早い時期に認証マークを使用するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年7月21日から施行する。
- 3 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別紙 認証マーク